住民票等の写し請求書

申請書名	**住民票等の写し請求書**	
請求方法	住民票等の写しの請求は、窓口請求と郵便による請求が可能です。	
記載要領	請求書は**請求日**を記入し、**太線**で囲んだ部分をご記入ください。	
	1	窓口に住民票を取りにこられる方の **「住所」、「氏名」、「ふりがな」**を記入します。
	2	必要とする方の住民票の「住所」を記入します。窓口にこられる方と同じ場合は「□」内にチェックのみします。
	3	必要な写しの種類の「□」内にチェックします。 **【住民票　・除票　・記載事項証明書】**
	4	必要な住民票が **【世帯全員の写し】**の場合は・・・ **「世帯主氏名」、「ふりがな」、「生年月日」、「必要部数」**を記入します。 **【個人の写し】**の場合は・・・ **「必要な人の氏名」、「ふりがな」、「生年月日」、「必要部数」**を記入します
	5	住民票に **「世帯主氏名・続柄／本籍・筆頭者氏名」**の記載が必要な場合は、「□」内にチェックします。
	6	住民票の写しを何に使用するか **「目的」**、と **「提出先」**を具体的に記入します。（例：　　のため　　へ提出）
郵便での請求	郵便での請求方法は、次のものを同封し郵送してください。	
	1	**住民票等の写し請求書**を1部（「窓口にこられたあなたの住所」を「請求者」と読みかえ、氏名欄に**「捺印」**。また、**「電話番号」**も書き添えてください。）
	2	手数料は、**「定額小為替（郵便局）」**をご利用ください。
	3	**「返信用封筒」**を1部（切手を貼り、請求者の住所・氏名を記入してください）。
	★	往復の郵便日数と事務処理日数をあわせ、1週間程度が必要となります。
手数料等	手数料は、**1件**につき、**「300円」**です。	
受付窓口	**住民課**（島本町役場**1階1番窓口**）・・・**9時から17時30分** （営業日）土・日・祝日・年末年始の休日を除く日	
お問い合わせ先	（郵便請求先）	
	〒618－8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号	
	島本町役場　住民課	
	電話　075－961－5151	